

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

### 準備書面 (2)

平成28年4月19日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

田	原	昭	彦	(印)
湯	峯	奈	々子	(印)
西	永	知	史	(印)
杉	浦	雅	俊	(印)
松	島		俊	(印)
屋	島	圭	介	(印)
今	西		淳	(印)
石	川	真	由美	(印)
柳	田	勝	也	(印)

第1	本件追加開示決定の内容等	4
第2	情報公開法5条6号の意義について	5
第3	本件文書1の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	6
1	1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分	6
2	1ページ脚注3行目から6行目まで	8
3	2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分	10
4	項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分	12
5	項目「日本の状況」に係る不開示部分	14
6	項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示部分	16
7	項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」に係る不開示部分	18
8	項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」に係る不開示部分	20
9	項目「検討・意思決定プロセス」に係る不開示部分	22
10	項目「武力行使の支持に至るプロセス」に係る不開示部分	24
11	項目「米側への働きかけ」に係る不開示部分	26
12	項目「米国以外の各国への働きかけ」に係る不開示部分	27
13	項目「武力行使の法的側面」（国際法上の合法性）に係る不開示部分	29
14	項目「武力行使の支持の理由」に係る不開示部分	31
15	項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」に係る不開示部分	33
16	項目「情報収集・分析」に係る不開示部分	34
17	項目「政策決定・実施」に係る不開示部分	36

18	項目「国民への説明責任」に係る不開示部分	38
19	参考資料2（検証チーム名簿）に係る不開示部分	40
第4	原告の主張に対する反論	41
第5	結語	42

外務大臣は、今般、平成28年3月30日付け情報公開第682号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」をもって、本件不開示文書（6文書）のうち本件文書1に関する不開示決定を変更して追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨を通知した（以下「本件追加開示決定」という。）。

被告は、本準備書面において、本件追加開示決定によって新たに開示された範囲等を明らかにするとともに、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定が適法であることについて主張する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

#### 第1 本件追加開示決定の内容等

本件追加開示決定の結果、本件文書1について変更決定がされ、同文書は部分開示とされた。追加開示した部分は、以下のとおりである。

- 1 1ページ（1行目から21行目16文字目まで及び23行目から27行目まで並びに脚注1行目及び2行目）
- 2 「大量破壊兵器の隠匿」（項目）
- 3 「2001年以降の展開」（項目）
- 4 「国際社会の情勢」（項目）
- 5 「日本の状況」（項目）
- 6 「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」（項目）
- 7 「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」（項目）
- 8 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」（項目）
- 9 「政策決定・実施についての検証」（項目）
- 10 「検討・意思決定プロセス」（項目）
- 11 「武力行使の支持に至るプロセス」（項目）

- 12 「米側への働きかけ」(項目)
- 13 「米国以外の各国への働きかけ」(項目)
- 14 「武力行使の法的側面(国際法上の合法性)」(項目)
- 15 「武力行使の支持の理由」(項目)
- 16 「国民への説明責任についての検証:国会, 広報等」(項目)
- 17 「教訓と今後の取組」(項目)
- 18 「情報収集・分析」(項目)
- 19 「政策決定・実施」(項目)
- 20 「国民への説明責任」(項目)
- 21 参考資料1・1ないし8ページ
- 22 参考資料2・1ページ1行目から3行目まで
- 23 参考資料3・1ページ1行目
- 24 参考資料4・1ないし3ページ

## 第2 情報公開法5条6号の意義について

### 1 はじめに

情報公開法5条3号及び5号該当性の審理・判断の在り方については、被告の平成27年12月15日付け準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」という。)第3において述べたところであるが、本件文書1の情報内容には、情報公開法5条3号及び5号に加え、6号の不開示情報にも該当するものが含まれることから、同号の意義について述べた上で、本件文書1に係る不開示決定が適法であることを明らかにする。

### 2 情報公開法5条6号について

情報公開法5条6号柱書きは、「国の機関, 独立行政法人等, 地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報を事後的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、情報公開法5条6号は、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げた上で（同号イないしホ）、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである（総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」76及び77ページ）。

### 第3 本件文書1の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

#### 1 1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分

##### (1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、外務省において実施された対イラク武力行使に関する我が国の対応に係る検証（以下「本件検証」という。）を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数及び標目等が記載されている。

##### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料に係る記述であり、公にすることにより、我が国政府の対

イラク武力行使の問題に係る関心事項を推察することが可能となるほか、いかなる種類、性質の資料をいかなる数収集したかなどといったことが明らかとなって我が国政府の情報収集能力(関係各国等の情報収集先を含む)が明らかとなり、また、検討・意思決定の前提となる資料が明らかになることにより対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

また、参考資料3に係る不開示部分に係る情報には、関係各国等の高官に係る記載も含まれており、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

#### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

本件文書1は、結果的にイラクに大量破壊兵器が発見されなかった現実がある中で、改めてこの期間の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・実施に役立てるとの観点から、非公開を前提に、外務省内で集められた当時の公電、調書等の多数の関係書類及び省内関係者へのインタビュー等により集約された情報を基礎として、一連の事実関係や政

策判断過程等について検討を行い作成されたものである（甲第4号証の1参照）。

したがって、当該不開示部分に係る情報についても、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として作成されたものであることから、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることとなる。

さらに、これらの情報が公にされることにより、我が国の関心事項や情報収集能力、検討及び意思決定の過程が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、当該情報を公にすると、日本政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### 2 1 ページ脚注3行目から6行目まで

#### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成するに当たり外務省が実施したインタビューの対象者に関する情報が記載されている。

#### (2) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

前記1(3)アで述べたとおり、本件文書1は、非公開を前提に、外務省内で集められた当時の公電、調書等の多数の関係書類及び省内関係者へのインタビュー等により集約された情報を基礎として、一連の事実関係や政

策判断過程等について検討を行い作成されたものである。

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの対象者に関する情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけが行われるおそれがあるほか、今後、何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として実施されたインタビューの対象者に関するものであることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

#### イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外

交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、イラク戦争の経緯に係る記述であって、「湾岸戦争」、「大量破壊兵器の隠匿」及び「2001年以降の展開」の各項目ごとに、本件検証を行う上での前提となるイラク情勢に関する事実関係を整理したものである。具体的には、1991年3月3日の停戦合意後のイラクの大量破壊兵器の問題をめぐるイラクと国連機関等とのやり取り、2001年1月の米国におけるブッシュ政権成立以降、対イラク武力行使に至るまでの経緯・背景等について記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分に係る情報は、本件検証を行う上での前提となる対イラク武力行使に至るイラク情勢に関する経緯・背景等を中心とした、イラク情勢に関する事実関係を整理したものであるところ、これら事実関係は政策決定過程に関する検証を行うことを目的とした取捨選択を経たものであり、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになり、報告書の具体的な内容に関して類推することが可能となる。

これにより、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正

確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(イ) さらに、当該不開示部分に係る情報には、関係各国の対外政策やイラク情勢をめぐる関係各国の立場に関する言及も含まれているところ、対イラク武力行使の発生から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係各国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で当該情報を公にすれば、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになることから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 4 項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分

##### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、イラク情勢に関する国際社会の動きに係る記述であって、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった関係国・地域の政治情勢、安全保障関連情勢に関する我が国の分析・評価等が記載されている。

##### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分に係る情報には、当時の国際情勢に関する率直な分析

・評価が含まれており、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる。また、外務省が当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかが明らかになるため、大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象、及びこれらの国・地域の情勢が我が国の政策決定に与えた影響等を推察することができることとなるから、これが公にされることにより、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

したがって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(イ) さらに、当該不開示部分に係る情報には関係国の対外政策に関する我が国政府の率直な分析・評価についての言及も含まれているところ、対イラク武力行使の発生から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で当該情報を公にすれば、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて

て、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、イラク情勢をめぐる我が国の検討の視点や関心の対象等が明らかになることから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 5 項目「日本の状況」に係る不開示部分

### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、対イラク武力行使前後の我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢について記載されている。

## (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがある  
と外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係るもののうち本件検証の前提となるべきものを挙げた記述であり、公にすることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることが可能となる。

よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

### イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

## (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる  
おそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮していた事項等が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

##### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 6 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示部分

##### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、2002年初めから2003年3月に至るまでの、我が国政府内での検討過程及び外交努力についての記述であり、具体的には、イラク情勢の緊張の高まりを受けて、同情勢に対応するため、外務省内でどのような体制が生まれ、どのような情報収集・分析・検討が行われたか、政府部内でどのような協議が行われたか、我が国と関係国との間でどのようなやり取りが行われたか、いかなる判断の下で対イラク武力行使支持の政策決定が行われたか等に関する、具体的かつ詳細な内容が記載されている。

##### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 当該不開示部分に係る情報は、イラク問題に対する我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた事項、検討過程において採られていた方針ないし立場、政策決定に関与した部署等の体制、及び関係国とのやり取り等であり、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるほか、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

よって、公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(4) また、関係国との必ずしも公になることを前提としない個別具体的なやり取りを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

#### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる

### おそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

#### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合において、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### 7 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」に係る不開示部分

#### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、我が国による情報収集についての検証に関する記述であり、収集した情報の種類、主要な情報収集先、政策決定を行うに当たりどのような情報を収集しようとしたか等についての詳細な検証結果が記載されている。

#### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 当該不開示部分に係る情報は、我が国政府による情報収集についての具体的方法や内容に係る記述であり、公にすることにより、我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力、情報収集先・情報源等が明らかとなるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、国の安全が害されるおそれがある。

(4) また、情報収集先には関係国の関係者が含まれることから、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意

思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

前記(2)で述べたとおり、当該不開示部分に係る情報が公開されることにより、我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力、情報収集先・情報源等が明らかとなるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となるものである。

また、当該不開示部分に係る情報を公にすると、今後、情報提供者からの協力を得ることが困難になり、我が国政府の情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

8 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報の分析、及び分析結果の共有等についての詳細な検証結果が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、公にすることにより、我が国による国際情勢の分析の方途・能力が明らかになるとともに、その分析結果が我が国政府の政策決定にどのように活用されるかという点が詳らかになるもので

あり、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

よって、公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

#### ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

#### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項、我が国の分析検討の視点等が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### 9 項目「検討・意思決定プロセス」に係る不開示部分

#### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定プロセスについての記述であり、外務省内及び政府部内でどのような手続を経て対イラク武力行使をめぐる政策検討及び意思決定がなされていたのか等についての検証結果が記載されている。

#### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

##### ア 他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、政府部内における政策検討・意思決定プロセスの具体的な内容に関する記述及びその検討・意思決定プロセスにおいて考慮された事項等に係る具体的な記述であるところ、これらを公にすることにより、我が国の政策検討の具体的な手続及び政策検討上の関心事項が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能と

なるほか、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国が我が国政府の意思形成過程及び政策検討上の関心事項等を基に、我が国の今後の対応を推察することが可能となるなど、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

#### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

##### ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の政策検討の具体的な手続及び政策検討上の関心事項が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合において、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

## イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### 10 項目「武力行使の支持に至るプロセス」に係る不開示部分

#### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、2002年初め以降、我が国が対イラク武力行使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスに関する記述であり、当該期間を通じての外務省による情勢認識、政府部内でのやり取り、外交努力や政策決定を行う際の判断要素等についての詳細な検証結果が記載されている。

#### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該部分は、2002年初め以降、我が国が対イラク武力行使支持を表明するに至るまでの外務省の対応、情勢認識、政府内での議論、外交努力等についての具体的な記述であり、公にすることにより、我が国政府における対イラク武力行使支持に至る具体的な政策決定過程及び考慮事項等が明らかになるため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(イ) また、不開示部分には、関係国高官と我が国政府との間で交わされた

具体的なやり取りも含まれており、公にした場合、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の政策決定過程のほか、政策決定過程における検討の視点や関心の対象等が明らかになり、関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の対応を推察することが可能となるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがある。

## 11 項目「米側への働きかけ」に係る不開示部分

### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、イラク問題に関する我が国から米国側への働きかけの詳細が記載されている。

### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分に係る情報は、我が国と米国との外交交渉に係る記述、及び外交交渉の効果に対する評価に係る記述であり、公にすることにより、我が国政府の米国への働きかけの詳細やそれに対する米国の反応に係る我が国の評価が明らかになることから、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(イ) また、イラク問題について、我が国政府が米国に対していかなる働きかけを行っていたかは、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる情報である上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利

益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国政府が米国に働きかけを行うに当たって重視した点や対イラク武力行使に係る関心の対象等が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合において、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

12 項目「米国以外の各国への働きかけ」に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、我が国が米国以外の関係各国との間で、イラク問題への対応につきどのような外交努力を行ってきたのかに関する経緯・内容の

詳細が記載されている。

## (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 当該不開示部分に係る情報は、我が国と米国以外の関係各国との外交交渉に係る記述及びこうした外交交渉の効果に対する評価に係る記述であり、公にすることにより、我が国政府の関係各国への働きかけの詳細やそれに対する関係各国の反応に係る我が国の評価が明らかになることから、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(4) また、対イラク武力行使の問題に関して我が国政府が関係各国といかなる調整を行ったかは、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるものである上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

## (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内で

の率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

#### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国政府が関係各国に働きかけを行うに当たり重視した点や対イラク武力行使に係る関心の対象等が明らかになるから、当該情報を、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の対応を推察する手がかりとするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 13 項目「武力行使の法的側面」(国際法上の合法性)に係る不開示部分

### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、対イラク武力行使の法的根拠をめぐる問題についての我が国の検討、及び我が国がこの問題について関係各国との間で行った調整や外交努力等に焦点を当てた詳細な検証結果が記載されている。

### (2) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

#### ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分に係る情報は、米国等による対イラク武力行使についての法的根拠についての我が国と他国との外交交渉に係る記述、及びこ

うした外交交渉の結果に対する評価に係る記述であり、公にすることにより、他国との外交交渉の詳細が明らかになることから、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

- (イ) また、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、我が国が対イラク武力行使支持という政策決定に至る上で法的側面についての検討の方途が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

#### ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、対イラク武力行使の合法性に係る我が国の検討の視点、関心の対象及び外交上の具体的対応等が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の対応を推察する手がかりとするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

##### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 14 項目「武力行使の支持の理由」に係る不開示部分

##### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、我が国による対イラク武力行使支持の具体的な理由が記載されている。

##### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

##### ア 他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、我が国による対イラク武力行使支持の理由に係る記述であり、我が国を取り巻く情勢等をも踏まえた具体的な理由が記載されているところ、公にすることにより、我が国政府が対イラク武力行使支持という政策決定を行う上で考慮した諸事項が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国

を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、当該関係国に対し、上記のとおり、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

#### ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

#### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国政府が対イラク武力行使支持という政策決定を行う上で考慮した諸事項が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考として用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性がある。

15 項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、イラク問題をめぐる我が国の対応に関し、国民への説明責任を果たすとの観点から外務省内で行われた検討、及び広報活動、国会議員への説明等の具体的な取組について、その効果等も含めた詳細な検証結果が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがある  
と外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、イラク問題に係る国民への説明責任に関し、外務省内で行われた具体的な検討状況、及び国民への広報や国会議員への説明等の外務省が行った各種取組の効果についての評価等に係る記述であるところ、公にすることにより、イラク問題に係る広報や国会議員等への説明を行うに当たって外務省が重視していた事項等が明らかとなり、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の対応を推察する手がかりとしたり、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

また、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく我が国国内世論工作等を行う上での参考として用いることが可能となることから、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、イラク問題をめぐる我が国の検討の視点や関心の対象等が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の対応を推察する手がかりとするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

16 項目「情報収集・分析」に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、外務省の情報収集・分析の検証から導き出された教訓と今後の取組についての記述であり、情報源や情報収集能力、情勢分析につ

いて改善すべき点、収集・分析した情報の効果的活用のための改善策等について具体的に記載されている。

## (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、情報の収集・分析の手法及びその活用についての具体的内容に係る記述であって、対イラク武力行使の問題に係る情報収集・分析についての改善すべき点や、今後に向けた改善策を含むものである。これらを公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等が明らかとなるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

### イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

## (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意

思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

前記(2)で述べたとおり、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外務省の情報収集源及び今後情報源として活用すべき関係先が明らかになるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となるものである。

また、当該情報を公にすると、今後、かかる情報収集源等からの協力を得られなくなるおそれがあり、我が国政府の情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

##### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 17 項目「政策決定・実施」に係る不開示部分

##### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、対イラク武力行使支持という政策決定・実施に関する記述であり、当時の外務省と関係省庁等との連携・調整状況、それが意思決定の上で果たした役割、我が国と関係各国との連携状況及びその外交的効果、外務省の政策決定過程に関する今後の教訓等が記載されている。

##### (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分に係る情報は、外務省内及び政府部内における、対イラク武力行使の問題に係る政策検討・意思決定過程の具体的な内容及び

それに対する積極・消極両面の評価、イラク問題に関する関係各国との間で行われたやり取り及びその外交的効果等に係る記述である。これらを公にすることにより、我が国の政策検討の手法及び政策検討上の関心事項が明らかとなる上、対イラク武力行使の問題に係る政策検討・意思決定における問題点及びそれに対する改善策についても明らかとなることから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

- (イ) また、当該不開示部分に係る情報には、対イラク武力行使をめぐり実際に行われた関係各国との連携状況及びそれに対する外交的効果（他国の対応への言及も含む）も記載されており、公にすることにより、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

- ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内で

の率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

### (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

#### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の政策検討の手法及び政策検討上の関心事項が明らかになる上、対イラク武力行使の問題に係る政策検討・意思決定における問題点及びそれに対する改善策についても明らかとなることから、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項等を具体的に推察することが可能となり、他国がこれらを我が国の今後の対応を推察するための参考材料として用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 18 項目「国民への説明責任」に係る不開示部分

### (1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、外務省が実施してきたイラク問題に関する各種広報活動及び国会議員等への説明に関する、その効果も含めた検証結果、今後に向けた改善点等についての提言等が記載されている。

### (2) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがある

### と外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報には、イラク問題に関する国民への広報や国会議員への説明等、外務省が行った各種取組の効果についての評価等に係る記述であるところ、これを公にすることにより、イラク問題に関する広報や国会議員等への説明を行うに当たって外務省が重視していた事項が明らかとなることから、将来的に同種の問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が対イラク武力行使に関して我が国政府が重視していた事項を参考として用いることによつて、我が国が採る対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

また、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく我が国国内世論工作等を行う上での参考として用いることが可能となることから、我が国の安全が害されるおそれがある。

### イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

### (3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

#### ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省

内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、イラク問題をめぐる我が国の関心の対象、政策決定に当たり重視していた事項等が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の対応を推察する手がかりとしたり、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ関係国が我が国の対応を推察するための参考として用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

19 参考資料2（検証チーム名簿）に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、検証チームの構成員のうち、全体総括者を除く構成員の氏名及び当時の肩書が記載されている。

(2) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

前記1(3)のとおり、本件文書1は、非公開を前提に作成されたものであるから、当然のことながら、検証チームの構成員についても非公開を前提として本件検証及びその報告がされたものである。

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、我が国の検証チームの構成員の氏名等が記載された当該不開示部分に係る情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員に対して不当な働きかけが行われるおそれがあるほか、今後、何らかの検証等を行う場合において、いずれは構成員の氏名等が公開されることを想定せざるを得なくなる結果、構成員から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 小括

以上のとおり、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

##### ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

検証チームの構成員が特定される情報内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、構成員から外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

#### イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 第4 原告の主張に対する反論

- 1 原告は、本件文書1の主なポイントは公にされており、この主なポイントについて詳述されていると思われる本件文書1について、上記の不開示理由があ

るとは到底考えられない旨主張する（訴状6ページ）。

- 2 しかしながら、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との信頼関係が損なわれない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）を新たに作成し、公表するに至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではなく、全く性質の異なる情報であり、当該文書の記述内容と同一部分とそうでない部分を区別することは容易ではないのであって、上記「報告の主なポイント」が公表されたからといって、本件文書1の全てについて直ちに開示すべきであるという関係には立たない。

したがって、原告の上記1の主張は失当である。

## 第5 結語

以上のとおり、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定は適法であり、本件文書1にかかる原告の請求には理由がない。

以 上